



【 平成29年度の税制改正について 】

(法人県民税・事業税、地方法人特別税関係)

1 法人県民税・事業税等の税率が改正されました (法人県民税・事業税・地方法人特別税)

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、次のとおり法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。

【下表の
事業年度区分】

- ※1・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
- ※2・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
- ※3・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度
- ※4・・・平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
- ※5・・・平成31年10月1日以後に開始する事業年度 (今回改正 白抜き 部分)

○法人県民税

区 分	事業年度の区分(※)／税率(%)				
	※1	※2	※3	※4	※5
資本金又は出資金の額が1億円を超える法人又は資本金又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人	5.8%	4.0%			1.8%
上記以外の法人	5.0%	3.2%			1.0%

○法人事業税

法人／割の区分	課税標準の区分	事業年度の区分(※)／税率(%)						
		※1	※2	※3	※4	※5		
① 外形標準課税対象法人	付加価値割	一律	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	
	資 本 割	一律	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	
	所得割	事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	1.9%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%		3.2%	2.3%	0.5%	2.7%		
所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%			
② ①以外の普通法人等	所得割	資本金の額が1千万円以上で事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	9.6%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	5.0%
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%	5.1%	5.1%	5.1%	7.3%
			所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	9.6%
③ 特別法人	所得割	資本金の額が1千万円以上で事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	6.6%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	5.0%
			所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	6.6%
④ 収入金課税事業を行う法人	収入金額に対して一律		0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1.3%	

○地方法人特別税

- ※1・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
- ※2・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
- ※3・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度

【下表の事業年度区分】

- ※4・・・平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
- ※5・・・平成31年10月1日以後に開始する事業年度（今回改正 白抜き部分）

課税標準額の区分	事業年度の区分(※)／税率(%)				
	※1	※2	※3	※4	※5
外形標準課税対象法人の基準所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税対象法人以外の基準所得割額・基準収入割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%	廃止

2 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置の拡充(外形標準課税対象法人) (経過措置)

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の(1)の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除する制度が拡充されました。なお、仮決算の中間申告は適用対象となりません。

(1) 要件 ア及びイの両方を満たすこと (地方税法改正法附則(平成28年)第5条)

ア 調整後付加価値額(※①) < 40億円

イ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度

平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額(※②) < 基準法人事業税額(※③)

※① 付加価値額×12÷事業年度の月数(1月未満切り上げ)

※② その事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得(関係都道府県分割後、1,000円未満切捨)にそれぞれ平成28年3月31日現在の規定による税率を乗じた金額(100円未満切捨)

※③ その事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

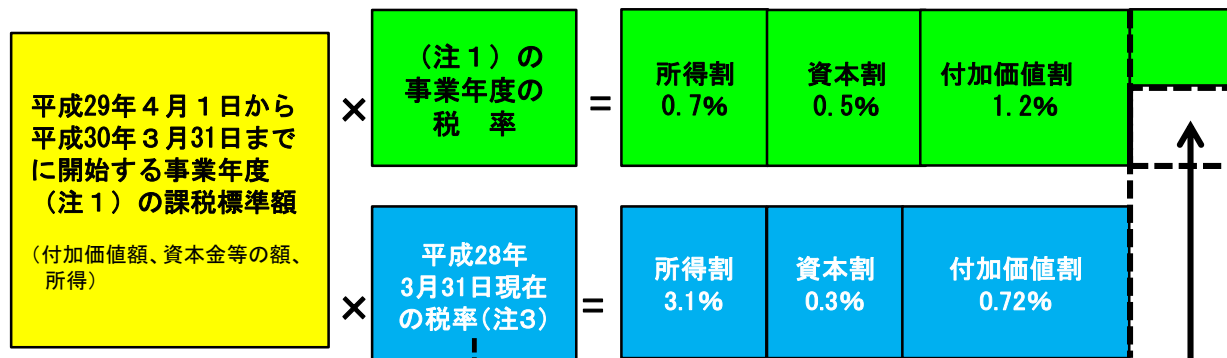
(2) 控除額の計算

ア 調整後付加価値額 ≤ 30億円の場合・・・(※③-※②)×一定割合(※)

イ 30億円 < 調整後付加価値額 < 40億円の場合

・・・(※③-※②)×一定割合(※)×(40億円-調整後付加価値額)÷10億円

(3) 計算例 (注1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度の場合)



(注3) 【誤りが多くなっています!】

埼玉県への申告では「平成28年3月31日現在の税率」として下表の税率を使用してください。

区分・税率	所得割				資本割	付加価値割
	年400万円以下	年400万円超 年800万円以下	年800万円超	軽減税率 不適用法人		
	1.6%	2.3%	3.1%	3.1%	0.3%	0.72%

(注2)一定割合

事業年度	割合
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	1/4

3 予定申告の経過措置

平成31年10月1日以後に最初に開始する事業年度の予定申告税額の計算は以下のとおりとなります。

- ・ **法人県民税法人税割**（地方税法施行令平成28年改正令附則第3条）

$$\text{前事業年度の法人税割額} \times \underline{1.9} \div \text{前事業年度の月数}$$

- ・ **法人事業税**（地方税法改正法（平成28年）附則第6条）

$$\text{前事業年度の事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{8.6}$$

※付加価値割・資本割・所得割の各割ごとに計算します。

4 その他

- (1) **申告期限の延長申請について**（地方税法第72条の25、地方税法施行令第24条の4等）

会計監査人を置いている場合で、かつ、定期の株主総会が事業年度終了の日から3月以内に開催できない常況等にあると認められる法人は、事業年度終了の日から6月を超えない範囲で、県税事務所長の承認により、法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限を延長することができます。

延長の承認を受けたい法人は、定期の株主総会が事業年度終了の日から3月以内に開催できない常況にあると認められる資料（規定改正後の定款等の写し）を添付し、各県税事務所へ、適用を受けようとする事業年度終了の日までに申請してください。

(注1) 6月を超えない範囲で申告期限の延長が認められる事業年度は、29年改正法の施行日（平成29年4月1日）以後に開始する事業年度となります。

(注2) 法人県民税は、法人税の申告期限延長が認められれば自動的に延長されますが、県税事務所へその旨を届出てください。

(注3) 2以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人は、本店所在地の都道府県税事務所へ申請してください。

- (2) **県民税法人税割額の算定等について**（地方税法附則第8条）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（「地域未来投資促進法」）の施行の日（平成29年7月31日）から平成31年3月31日までの間に、中小企業者等が、同意地域中核事業促進地域内で特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物、構築物等の取得等をして、その地域中核事業の用に供した場合、法人税の税額控除後の法人税額を法人税割の課税標準である法人税額とする特例が新設されました。

- (3) **電気供給業の分割基準について**（地方税法第72条の48第3項第2号）

平成29年3月31日以降に終了する事業年度から、2以上の都道府県で電気供給業を行う法人の分割基準は次のとおりになります。

事業の種類	分割基準	
電気事業法に規定する「小売電気事業」	総額の2分の1を「事業所等の数」	総額の2分の1を「従業者数」
電気事業法に規定する「一般送配電事業」等	総額の4分の3を「発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量(単位:kw)」(注)	総額の4分の1を「事業所等の固定資産の価額」
電気事業法に規定する「発電事業」	総額の4分の3を「事業所等の固定資産で発電所用に供するものの価額」(注)	総額の4分の1を「事業所等の固定資産の価額」

(注) 事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合、事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で分割します。

【 埼玉県からのお願いとお知らせ 】

<お願い>納付書の使用について

納付書は会計ソフトにより作成した納付書は使用せず、下記のホームページからダウンロードしてご使用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

<お知らせ その1> 申告書様式・納付書のダウンロードについて

埼玉県では、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書、申請書、納付書をホームページに掲載しています。ここから、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

もしくは次のメニューから

埼玉県HP総合トップ→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」
→「各種申請申告様式のダウンロード」 からダウンロードしてご利用ください。

<お知らせ その2> 地方税電子申告システムeLTAXのご利用について

埼玉県への法人県民税・事業税・地方法人特別税のご申告・納税は、簡単・便利な電子申告・電子納税がご利用できます。

詳しいご利用方法は、eLTAXホームページ:<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

<お知らせ その3> 平成28年4月以前の税制改正に伴う留意点について

1 資本割・均等割税率区分の適用の基礎となる「資本金等の額」について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税均等割の税率区分の適用の基礎となる「資本金等の額」、外形標準課税の資本割の「資本金等の額」は、以下のとおりです。

無償増資・無償減資がある場合はご注意ください。

①法人税法上の「資本金等の額」又は「個別連結資本金等の額」

②平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に行った無償減資、資本準備金の減少による欠損
填補額

③平成18年5月1日以降行った資本剰余金の減少による損失填補額
(資本金、資本準備金を減少しその他資本剰余金に計上してから1年以内に損失の填補にあてた
場合に限る)

④平成22年4月1日以降行った利益準備金、その他利益剰余金による無償増資

(注) 合同会社等の持分会社については②、③及び④の規定は適用することはできません。

→ **地方税法上の「資本金等の額」 = ①－②－③＋④**

なお、上記で算定した資本金等の額と「資本金＋資本準備金」を比較し、「資本金等の額」<「資本金＋資本準備金」の場合は、地方税法上の「資本金等の額」は、「資本金＋資本準備金」の合算額となります。

2 地方創生応援税制(特定寄附金税額控除)について 【誤りが多くなっています!】

地方創生応援税制(いわゆる「企業版ふるさと納税」)は、地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附金が対象です。(日本赤十字社やNPO等への寄附金は対象外です)

確定申告書又は仮決算による中間申告に一定の事項を記載した場合に限り適用が認められます。

(当初申告要件があります。ご注意ください。)

3 欠損金の控除限度額について

中小法人等(注)以外の法人の欠損金の損金算入限度額・繰越可能期間は次のとおりです。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度→55%・9年

平成30年4月1日以降開始する事業年度→50%・10年

(注) 中小法人等とは、普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもので資本金5億円以上の法人による完全支配関係がないなど一定のもの、公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等をいいます。